

改正内容について

※ 変更分 12 か月分は、普通徴収のかたは 4 期～ 10 期、特別徴収のかたは 10 月～ 12 月に反映。

令和 8 年度は、宮城県が示す標準保険税率を参考にし、次のように改定します。県の標準保険税率統一化まで段階的に見直し、急激な負担増とならないようにしていきますのでご理解をお願いいたします。

	区分 ※1	令和7年度 (改定前)	令和8年度 (改定後)	増 減	賦課限度額
医療分 基礎課税分	所得割	6.8%	6.50%	▲ 0.30%	※2 670,000 円
	均等割	22,500 円	23,800 円	1,300 円	
	平等割	23,000 円	20,000 円	▲ 3,000 円	
後期高齢者 支援金分	所得割	2.0%	2.67%	0.67%	260,000 円
	均等割	7,000 円	9,700 円	2,700 円	
	平等割	6,500 円	7,000 円	500 円	
介護納付金分 (40～64 歳)	所得割	1.7%	2.08%	0.38%	170,000 円
	均等割	8,500 円	9,000 円	500 円	
	平等割	6,000 円	5,900 円	▲ 100 円	
合計	所得割	10.5%	11.25%	0.75%	1,100,000 円
	均等割	38,000 円	42,500 円	4,500 円	
	平等割	35,500 円	32,900 円	▲ 2,600 円	

※1 区分の説明

所得割 = {前年中の総所得金額 - 基礎控除 (43 万円)} × 所得割の税率
均等割 = 被保険者 1 人あたりの額 平等割 = 1 世帯あたりの額

※2 令和 8 年度税制改正による額

【モデル試算】

(世帯あたり)

	令和7年度 (改定前)	令和8年度 (改定後) ※	増 減	(参考) 標準保険税率
1 人加入 (63 歳) 7 割軽減 給与収入 85 万円 算定所得額 0 円	22,000 円	22,600 円	600 円	26,800 円
1 人加入 (63 歳) 5 割軽減 給与収入 125 万円 算定所得額 27 万円	65,100 円	68,000 円	2,900 円	77,900 円
2 人加入 (66 歳・64 歳) 2 割軽減 年金収入 220 万円 給与収入 105 万円 算定所得額 74 万円	148,700 円	156,400 円	7,700 円	182,400 円
2 人加入 (66 歳・64 歳) 年金収入 220 万円 給与収入 142 万円 算定所得額 111 万円	208,100 円	219,800 円	11,700 円	254,500 円
3 人加入 (41 歳・38 歳・10 歳) 給与収入 288 万円 給与収入 143 万円 算定所得額 250 万円	378,000 円	402,800 円	24,800 円	461,500 円

※令和 8 年度分の試算は、令和 7 年税制における給与と所得で算定しておりますのでご了承ください。

問合せ先 税務課 課税係 (1 階 ☎ 番窓口) ☎ 0224-53-2113

重
要

令和 8 年 4 月から「子ども・子育て支援納付金」制度が始まります。

納付金は、全ての医療保険料と併せて徴収されます。
詳しくは、右記二次元コードから子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



令和 8 年度から

国民健康保険税の税率が変わります

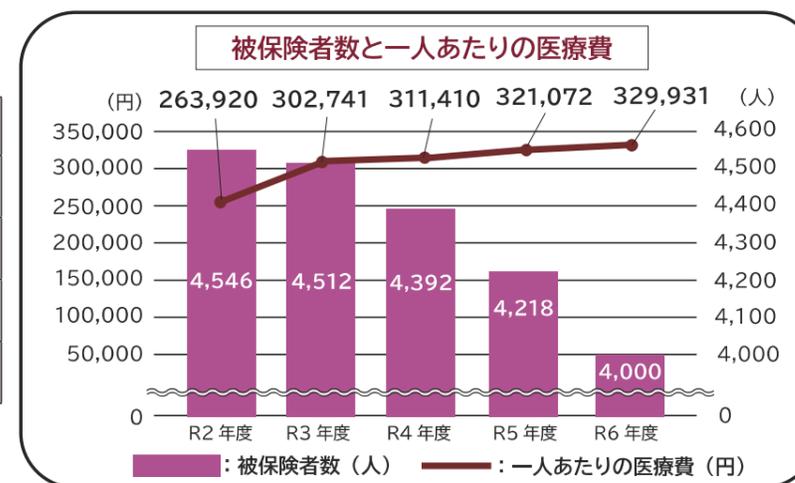
～令和 8 年 7 月の本算定から反映～

本町の国民健康保険の現状

近年では、後期高齢者医療制度への移行、被用者保険 (社会保険) 適用拡大による被保険者数の減少により国民健康保険税が減収する一方で、高齢化や医療の高度化により、一人あたりの医療費は年々増加しています。

◆ 医療給付の推移 ◆

令和 2 年度	1,371,854 千円
令和 3 年度	1,512,553 千円
令和 4 年度	1,525,690 千円
令和 5 年度	1,523,569 千円
令和 6 年度	1,475,118 千円



県の標準保険税率への統一が予定されています。

持続可能な社会保障制度を確立するため、平成 27 年に国民健康保険法が改正され、都道府県単位での標準保険税率の統一が示されました。宮城県は「令和 12 年度からの完全統一を目標としつつ、遅くとも令和 15 年度までの実現を目指す」こととしています。

なお、標準保険税率については詳しくは宮城県の HP をご覧ください。

国保財政調整基金の枯渇が見込まれます。

本町は平成 21 年度以降大きな税率改正をせず、財源不足分は国民健康保険財政調整基金 (貯金) を取り崩しながら運営してきましたが、このままでは令和 10 年度に残高の枯渇が見込まれます。そのため、国民健康保険税の税率を、県が算定する標準保険税率へ徐々に近づけていく必要があります。

